

運営規程の概要

フリガナ	ホウモンカンゴステーションキズナ	サービスの種類	(介護予防)訪問看護
事業所名	訪問看護ステーションきずな	事業所番号	1560390070
所在地	〒942-0063	フリガナ	コジマ ヒサエ
	上越市下門前182-2	管理者	小嶋 久恵
連絡先	電話番号 025-520-8335	FAX番号	025-520-8335
営業日	日 月 火 水 木 金 土 祝	その他年間の休日	年未年始(12月29日~1月3日) お盆(8月10日~8月16日)
	休 ○ ○ ○ ○ ○ 休 休		
営業時間	平日 9:00~18:00	備考	営業時間以外の連絡先は 080-3094-6761 になります
	土曜日		
	日曜・祝日		
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)	
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)	
その他の費用			
通常の事業の実施地域	上越市(旧上越市、頸城区、名立区、柿崎区、大潟区、浦川原区、三和区、牧区、清里区、板倉区、中郷区)、妙高市(旧新井市)、糸魚川市(旧能生町)		
	備考		

従業者の勤務体制

職種	員数	
	常勤	非常勤
看護師	4	1
准看護師	0	0
理学療法士	2	0
言語聴覚士	1	0
作業療法士	1	0

秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割の額です。

《訪問看護及び介護予防訪問看護共通》

◎基本利用料

取扱要件		基本利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
看護師が行う訪問看護 (准看護師の場合は90%)	20分未満	2,850 円	285 円	2,850 円
	20分以上30分未満	4,250 円	425 円	4,250 円
	30分以上1時間未満	8,300 円	830 円	8,300 円
	1時間以上1時間30分未満	11,980 円	1,198 円	11,980 円
理学療法士等が行う訪問看護	30分未満	4,250 円	425 円	4,250 円
	30分以上1時間未満	8,300 円	830 円	8,300 円

◎加算

加 算	基本利用料	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
緊急時訪問看護加算(1月につき)	5,400 円	540 円	5,400 円
特別管理加算(1月につき)	2,500 円	250 円	2,500 円
ターミナルケア加算	20,000 円	2000 円	20,000 円
複数名訪問加算 30分未満	2,540 円	254 円	2,540 円
複数名訪問加算 30分以上	4,020 円	402 円	4,020 円
長時間(介護予防)訪問看護加算(1回につき)	3,000 円	300 円	3,000 円
夜間早朝・深夜加算	夜間、早朝の場合上記基本利用料に25% 深夜の場合50%加算されます		

《訪問看護》

・1月あたり延べ訪問回数が100回以下の事業所である場合

加 算	利用者負担金	
	(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
小規模事業所加算	上記基本利用料に10%加算されます	

《介護予防訪問看護》

・1月あたりの延べ訪問回数が5回以下の事業所である場合

加 算	利用者負担金	
	(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
小規模事業所加算	上記基本利用料に10%加算されます	

事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

……別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)